

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和7年2月19日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400161 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2400006 号

## 第 1 結論

昭和 63 年\*月\*日から同年 7 月 1 日までの請求期間及び平成元年 4 月 1 日から同年 7 月 3 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年\*月\*日から同年 7 月 1 日まで  
② 平成元年 4 月 1 日から同年 7 月 3 日まで

請求期間①及び②について、国民年金保険料を納付したが、未納期間とされているので、納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するため、加入者に国民年金の記号番号が払い出されることとされていたところ、請求者が提出した国民年金の記号番号「\*」に係る年金手帳には、「初めて上記被保険者となった日 S63 年\*月\*日」、「平成 2 年 9 月 4 日発行」と記載されていることから、請求者の国民年金の加入については、20 歳に到達した昭和 63 年\*月まで遡る手続が行われ、当該年金手帳発行日（平成 2 年 9 月 4 日。以下「手帳発行日」という。）に前述の国民年金の記号番号が払い出されたことが推認でき、手帳発行日時点において、請求者は、昭和 63 年\*月分の国民年金保険料を時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、手帳発行日より前に請求者に対し「\*」とは別の国民年金の記号番号が払い出されたことにより、請求期間①の国民年金保険料が納付された可能性を検討するに、日本年金機構並びに請求者が 20 歳到達時から手帳発行日までの期間において住民登録していた A 市、B 市及び C 市は、請求者に対し「\*」以外の国民年金の記号番号の払出しは確認できない旨回答している上、当局においても、オンラインシステムにより請求者の氏名を複数の読み方（旧姓を含む。）で検索したが、請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないので、その可能性も否定される。

2 請求期間②について、請求者は、国民年金保険料を請求者自身がまとめて納付したと主張しているものの、請求期間①を含む昭和 63 年\*月分から平成元年 6 月分までの国民年金保険料の納付状況に関し覚えていないとしており、具体的な陳述を得ることができない。

また、前記 1 で述べたとおり、請求者に対し「\*」以外の国民年金の記号番号の払出しは確

認できない上、日本年金機構並びにA市、B市及びC市は、請求者の国民年金保険料の納付状況等を確認できる資料を保管していない旨回答している。

- 3 このほか、請求者が、請求期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。